

平成21年11月24日

外務大臣様
防衛大臣様 (各通)

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
国際課

米軍機の低空飛行訓練の中止等について (要請)

本県では、中国山地で米軍機と思われる航空機の低空飛行訓練に関する目撃情報が相次いでいるため、市町等から提供された目撃情報を取りまとめ、貴職に対し、その集約結果を付して、低空飛行訓練の中止等の措置を、平成9年度以降繰り返し要請してきました。

平成21年度上半期においても、目撃実日数107日と多くの目撃情報が寄せられています。平成11年1月14日に日米合同委員会での合意により訓練の実施が限定的となった週末や休日における目撃実日数も12日、目撃件数は20件あり、合意が遵守されているとは言い難い状況にあります。

貴職におかれては、実態が明らかにされないまま日々繰り返される米軍機の低空飛行訓練によって、激しい騒音被害が平穏な生活を乱しているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、速やかに次の措置が講じられるよう、貴職から米軍等の関係機関に申し入れることを強く要請します。

- 1 米軍機の低空飛行訓練の実態を明らかにすること。
- 2 県民が生活している地域での低空飛行訓練を行わないよう措置すること。
- 3 米軍機の飛行（低空飛行訓練を含む）については、航空法第81条が適用されるよう措置すること。

併せて、米海兵隊員による事件が発生することのないよう、米軍人等の教育訓練の徹底と厳正なる綱紀肅正を米国側に申し入れるよう、改めて要請します。

今後、平成18年5月に閣議決定された在日米軍再編計画に基づき、米空母艦載機等が岩国に移駐すれば、岩国基地の航空機数は我が国で最大級となり、騒音被害や事故発生危険性の増大、中国山地における低空飛行訓練の増加、駐留隊員の増加に伴う事件の発生など本県への多大な影響が懸念されます。

また、恒常的な空母艦載機離発着訓練施設については、広島県内あるいは瀬戸内海地域に建設することは容認できません。

本県では、1994年以降、県北地域を中心として米軍機とみられる低空飛行訓練が激しさを増しており、地域住民は、日々、爆音や事故等の不安に悩まされています。

このため、本県は、県民の不安の解消と安全確保の見地から、外務省及び防衛省に対し、訓練中止の措置等を繰り返し要請してきました。

また、大使閣下（貴職※司令官宛て）に対し、2000年6月から、目撃情報の集約結果を付して、低空飛行訓練に対し適切な措置を講じられるよう要請文を送付しているところです。

平成21年度上半期においても、目撃実日数107日と多くの目撃情報が寄せられています。1999年1月14日に日米合同委員会により訓練の実施が限定的となった週末や休日における目撃実日数も12日、目撃件数は20件あり、合意が遵守されているとは言い難い状況にあります。

大使閣下（貴職※司令官宛て）におかれては、実態が明らかにされないまま日々繰り返される米軍機の低空飛行訓練によって、激しい騒音被害が平穏な生活を乱しているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、低空飛行訓練、米軍機等の安全管理の徹底について適切な措置を講じられるよう強く要請します。

併せて、米海兵隊員による事件が発生することのないよう、米軍人等の教育訓練の徹底と厳正なる綱紀粛正に真摯に取り組むことを、改めて要請します。

（また、日米地位協定のあり方についても、抜本的な見直しがなされるよう、強く要請します。※大使宛てのみ）

今後、2006年5月に閣議決定された在日米軍再編計画に基づき、米空母艦載機等が岩国に移駐すれば、岩国基地の航空機数は我が国で最大級となり、騒音被害や事故発生の危険性の増大、中国山地における低空飛行訓練の増加など、駐留隊員の増加に伴う事件の発生など本県への多大な影響が懸念されます。

また、恒常的な空母艦載機離発着訓練施設については、広島県内あるいは瀬戸内海地域に建設することは容認できません。

2009年11月24日

アメリカ合衆国

駐日本国特命全権大使 ジョン・V・ルース 閣下

米海兵隊

岩国航空基地司令官 マイケル・A・オハローラン大佐 様（各通）

日本国 広島県知事 藤田 雄山